

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

平成30年12月18日

平成29年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 空き家の効果的な活用とその解消に向けた取組について (元気づくり総本部・生活環境部)
- 2 災害時における要支援者対策事業について (危機管理局)
- 3 文化芸術の振興に向けた若年層の参画について (地域振興部・教育委員会)
- 4 公益財団法人鳥取県国際交流財団の運営について (観光交流局)
- 5 性暴力被害者の相談体制について (生活環境部)
- 6 企業誘致・企業立地の推進について (商工労働部)
- 7 鳥取二十世紀梨記念館の運営について (農林水産部)
- 8 水稻「鳥系93号」の生産体制について (農林水産部)
- 9 白ネギの集出荷体制について (農林水産部)
- 10 電気事業について (企業局)
- 11 厚生病院における適切な設備整備について (病院局)
- 12 スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用と処遇改善について (教育委員会)
- 13 運転免許更新時の高齢者講習について (警察本部)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成30年12月18日)

決算審査特別委員会において平成29年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第1点目は、空き家の効果的な活用とその解消に向けた取組について であります。

県においては、中山間地やまちなかにおいて増加する空き家を効果的に活用するなどしてその解消を図るため、移住希望者に空き家情報を提供しているほか、空き家所有者へ空き家活用を提案したり、市町村に対する補助制度を設けて支援していますが、所有者の様々な事情により、空き家の確保（空き家バンクへの登録）が進んでいないことや、利活用に適した空き家の的確な把握が、課題として浮かび上がっています。また、所有者不明の土地家屋が全国的に増加し、県内でもインフラ整備や固定資産税の課税等への影響が出ており、その対応が求められるところであります。

については、中山間地域やまちなかを活性化させるため、市町村や自治会、まちづくり団体等の取組支援を拡充するなどして、利活用に適した空き家を的確に把握・確保するとともに、空き家を必要とする者に対して、より積極的に空き家情報を提供し、活用を働きかけ、マッチングを図るべきであります。

さらに、空き家の状況によっては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく所有者への指導等の必要な措置を講じるとともに、空き家が除却された場合においては、更地となった跡地を有効に活用できるよう、市町村や関係団体と緊密に連携して取り組むことなどにより、空き家問題の解消を図り、新たな地域づくりを進めるべきと考えます。

第2点目は、災害時における要支援者対策事業について であります。

近年の度重なる大規模自然災害を契機として支え合いの重要性が改めて認識され、住民の防災意識が高まる中、平成29年度に36地区、同年度末の累計

490 地区で支え愛マップづくりが進んでいます。マップづくりに取り組むことで、地域住民が自らの地域の現状を把握し、地域を地域で見守るという意識が生まれることが期待でき、鳥取県元気づくり総合戦略で定める「平成31年度末に600集落」の目標達成に向けて今後も市町村社協、自治会、市町村等関係者との協議や住民に対する意識啓発を精力的に行うべきであります。また、マップは作成することだけが目的ではなく、災害発生時に地域で正しく活用されることが必要です。

については、市町村等と連携して、いろいろな災害状況を想定した定期的な訓練活動への積極的なフォローを検討すべきであります。

さらに、マップの作成や運用訓練等に当たっては、支援者自身が二次災害に遭う危険性があることを十分に認識し、「まず自らの安全を確保する」ことを基本とするような指導・助言を行うべきであります。

第3点目は、文化芸術の振興に向けた若年層の参画についてであります。

県民・地域が文化芸術によって豊かになっていく社会を実現するためには、幅広い世代による参画が必要です。県では、「とりアート」「鳥取県美術展覧会」「とっとり伝統芸能まつり」など様々な催しを展開していますが、いずれも若い世代の参画割合が高いとは言えないのが現状であり、次世代を担う人材育成や文化芸術に関心を持ってもらうための取組を今後も積極的に行うべきであります。

また、学校教育現場での鑑賞・体験機会を確保することも重要です。現在、「とっとり芸術宅配便」や「表現ワークショップ研究事業（トリジュク）」などによって児童・生徒が文化芸術に触れる場を設けていますが、いずれも将来の本県の文化芸術振興に必要かつ可能性のある事業だと考えています。教育委員会・学校現場との連携を深め、回数増や横展開を検討するなど、更に鑑賞・体験機会を充実させるべきであります。

なお、若年層のスポーツ競技力向上にとって指導者が果たす役割は非常に大きいものがありますが、これは文化芸術における次世代の人材育成にも同じことが言えると考えます。若年層の参画促進を図るため、指導者の確保・育成といった観点からの取組強化も検討すべきであります。

第4点目は、公益財団法人鳥取県国際交流財団の運営について であります。

平成29年度における公益財団法人鳥取県国際交流財団の経常収益は、約76%が受取補助金等で賄われています。同財団が実施している事業の公益性に鑑みれば、地方公共団体等からの補助金や受託金等に大きく依存することにある程度の理解はできます。しかし、訪日外国人数が急増傾向にあるなど、国際交流に関する環境変化が進む中、また、今後の経営安定化の観点からも同財団に求められる事業のあり方や注力すべき取組について、高い問題意識をもって検討を始めるべきであります。

また、同財団では、県内に在住する色々な立場・国籍の外国出身者が日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として「日本語クラス」を運営しているところです。平成23年度には344名であったものが平成29年度には649名となるなど、受講者数は増加傾向にあります。これは主にベトナム人など技能実習生の増加による学習希望者の急増によるものであり、今後、更に増加することが想定できます。

本来、技能実習生に対する日本語教育は、監理団体や受入事業者が行うべきものであります。また、県内では日本語学校の整備も進む中、県国際交流財団が行うべき本来の役割に鑑み、当該クラスの運営のあり方を今一度整理すべきであります。

第5点目は、性暴力被害者の相談体制について であります。

鳥取県における性暴力被害の相談・支援件数は、平成29年度は147件で、支援員は平成29年度に9人増加し、現在は45人と体制も強化されているところです。

しかしながら、現在の相談時間は、平日週3日の11時～13時と18時～20時であり、相談者からの緊急な要望に十分に答えられていないのが現状です。

相談日を平日週5日にし、昼間の相談時間を拡大することはもとより、昼間働いている相談者へも対応できるよう、さらに遅い時間帯(夜間)の相談時間についても今後、検討すべきであります。

第6点目は、企業誘致・企業立地の推進について であります。

県は成長分野の企業誘致に力を入れていますが、県内企業への発注や関連技術者の育成が遅れている状況であります。これは、双方に受発注についての意欲はあるものの、誘致企業と県内関連企業との技術水準や生産量のマッチングが見込んでいたより難しかったことが要因として考えられます。

例えば、長野県は県内に誘致前からそれなりの関連技術やノウハウを持っている企業があり、誘致後に航空機関連産業で成功を収めています。

については、製造業のグローバル化により一地域内のみで受発注関係を成立させることは難しくなっているとはいえ、企業誘致事業を効果的に行うために、誘致前のリサーチをさらに徹底し、県内企業への波及効果につなげるべきであります。

第7点目は、鳥取二十世紀梨記念館の運営について であります。

鳥取二十世紀梨記念館は平成13年4月にオープンし、近年は年間10万人～13万人程度の入館者があります。県からの委託費については、毎年1億円余となっており、委託費の軽減に向けて、入館者の増加を図るための不断の努力を行うべきであります。また、施設の老朽化、展示内容の陳腐化への早急な対応も行う必要があります。

については、下記事項を参考として、積極的な対策を行うべきであります。

1. 入館者の正確なデータを把握し、年齢階層別のニーズや感想を調査分析し、将来構想を立てること。
2. 県内のリピーター客を増加させるよう小中学生を対象とした生物関係等の学習館も併せた機能を持たせるよう教育関係者と検討すること。
3. 展示については、経費節減の観点から、キャプションを地元展示業者と協力し手作りで行うこと。
4. 正面の梨の巨木については、プロジェクションマッピング等を用い、来館者へのファーストインプレッションを強くすること。
5. 鳥取県園芸試験場からのお便りコーナーを設置し、梨以外の果樹を広くPRすること。
6. 館名については、親しみのある「なしっこ館」で統一すること。

第 8 点目は、水稻「鳥系 93 号」の生産体制について であります。

水稻優良育成系統「鳥系 93 号」は、食味の良いプレミアム主食用品種に位置付けられており、本県オリジナルのブランド米として大いに注目されています。平成 29 年度には県内 11 箇所試験ほ場を設置して現地適応性と優秀性を確認し、平成 30 年 4 月に鳥取県産米改良協会が奨励品種に採用しています。また、「星空舞」と命名し品種登録出願を行ったところです。

しかしながら、全国の各地域には多数のブランド米があり、「星空舞」が競争に勝っていくことは困難であることが容易に想像できる場所でもあります。県は 5 年後をめどに「星空舞」の栽培面積を、県内主食用米の 25%にあたる 3000 h a とすることを目指していますが、全国展開するためには不十分であります。

については、早期に栽培技術を確立し、他県の農業試験場と連携し、5 県（山形県、宮城県、島根県、大分県、長崎県）で展開されている「つや姫」のように複数県での生産体制を構築する戦略を検討すべきであります。

第 9 点目は、白ネギの集出荷体制について であります。

白ネギは鳥取のブランド野菜の一つであり、新規就農者も増えて、産地としての栽培面積の維持・拡大が期待できます。また、鳥取県の白ネギは春、夏、秋冬と一年を通して出荷が可能な周年出荷が大きな特徴であり、夏場にも安定的に生産できるのは産地の強みであります。

弓浜白ネギ共同選果場は平成 27 年に全面改修され、出荷調整作業の効率化が図られましたが、夏場は持ち込んでから選果されるまでの間に腐ってしまい、製品率が低い状況であります。特に今夏は出荷調整作業に時間を要したことも重なり、製品率が通常の 7 割にまで低下した時もあったようであります。

については、冷蔵施設を設置した場合と現状との生産コストを比較するなど、関係者の意見を聞き、夏場の安定出荷について検討すべきであります。

第 10 点目は、電気事業について であります。

県営電気事業では、老朽化した発電所の更新検討に際して、平成 29 年度において P F I 手法検討及び導入可能性調査が実施され、施設更新整備のみならず、その後の運営についても公共施設等運営権事業で行うことが有効との報告

を得ております。

この結果やその後の検討を踏まえ、小鹿第一、第二発電所及び日野川第一発電所の再整備と、現在県直営で再整備を行っている春米発電所を加えた4発電所の管理運営について、PFI手法による事業化の検討が進められております。

こうしたPFI手法による県営発電所の運営等は、これまで実施例のない新たな取組でもありますが、その検討結果等について、県民へのわかりやすい周知が不足していたのではないかと考えられます。

については、今後の実施過程においては、再整備による再生可能エネルギーの安定的な電力供給や、企業局経営の健全化に資することなどのPFI手法の効果や県として享受できるメリットについて、県民に対し十分な説明をしながら進められるべきであります。

第11点目は、厚生病院における適切な施設整備について であります。

厚生病院における施設整備については、過去にも指摘してきておりますが、化学療法室及び地域連携センター等について、地域連携棟の増築等により拡充整備する計画が立てられています。

現行の化学療法室は、狭隘なスペースで窓もなく、がん治療等を受ける患者に対する心理的配慮の面からも、早急な対応が求められます。また、地域連携センターについても、機能強化に伴ってかなり手狭となっており、同じく対応が求められます。

平成30年9月補正予算において「厚生病院がん患者支援センター（仮称）整備事業」で基本設計・実施設計の予算が計上され、平成32年春のオープンに向けて取り組まれています。が、中部圏域の中核病院という厚生病院の役割を踏まえて、将来的にも求められる医療機能を担うことができる十分な施設に拡充整備するよう取り組むべきであります。

第12点目は、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用と処遇改善について であります。

本県において、不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、その出現率は、小学校、中学校、高等学校のいずれも全国平均を超える状況に至るなど、大きな問題となっています。

これに適切に対応するため、いじめや不登校といった生徒指導上の課題に対応するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置する取組が県において進められていますが、全市町村に配置されておらず、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者の割合も、市町村において低い状況にあります。

また、不登校やいじめ、問題行動等の改善を図るため、県が中学校及び県立学校に配置するスクールカウンセラーの時給が、本県においては5,500円（全国平均5,000円）であるのに対し、県立学校のスクールソーシャルワーカーの時給は、2,000円（全国平均（全校種）2,707円）と、非常に低い水準にあります。

については、県内においてスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図るため、その専門性を一層深めるとともに、公立学校への配置の拡大のほか、処遇の改善を図るべきであります。

第13点目は、運転免許更新時の高齢者講習について であります。

70歳以上の方が運転免許更新時に受講する高齢者講習は、現在、鳥取県公安委員会からの委託を受けて県内の各自動車学校が実施していますが、受講対象者が増加傾向にある中、受講予約をとりづらい状況が散見されます。

今後、70歳以上の高齢者が劇的に増加するとされる中、受講できずに運転免許が失効する事態が発生しないよう、対象者への早期周知に努めるとともに、既存の各自動車学校への委託と併せて公安委員会が直営で認知機能検査を行うなど、柔軟な対応を検討すべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。